

令和7年第21回 博多区選挙管理委員会

令和7年12月1日

議 題

1 議題

議案第84号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第85号 選挙人名簿に登録する者について

議案第86号 選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

2 その他

次回開催について

開催日時 令和8年1月20日（火） 9時30分～

開催場所 博多区役所8階 応接室

議案第84号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年12月1日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
1,093人

内 訳

死亡者	89人
市外へ転出後4箇月を経過した者	1,004人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和7年12月1日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和7年12月1日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	2	2	11	13	24	0	0	0	11	15	26
2	奈良屋	5	1	6	31	29	60	0	0	0	36	30	66
3	御供所	0	0	0	10	10	20	0	0	0	10	10	20
4	大浜	0	0	0	16	18	34	0	0	0	16	18	34
5	千代第一	1	2	3	10	19	29	0	0	0	11	21	32
6	千代第二	1	0	1	9	5	14	0	0	0	10	5	15
7	吉塚	1	2	3	27	23	50	0	0	0	28	25	53
8	東吉塚	1	1	2	29	31	60	0	0	0	30	32	62
9	堅粕	0	3	3	37	28	65	0	0	0	37	31	68
10	東光	1	1	2	38	40	78	0	0	0	39	41	80
11	席田	1	2	3	19	14	33	0	0	0	20	16	36
12	月隈	1	5	6	14	11	25	0	0	0	15	16	31
13	東月隈	2	2	4	5	5	10	0	0	0	7	7	14
14	住吉	3	0	3	37	25	62	0	0	0	40	25	65
15	美野島第一	0	1	1	12	12	24	0	0	0	12	13	25
16	美野島第二	0	1	1	8	13	21	0	0	0	8	14	22
17	東住吉	1	0	1	38	32	70	0	0	0	39	32	71
18	春住	2	1	3	42	20	62	0	0	0	44	21	65
19	那珂第一	0	1	1	16	13	29	0	0	0	16	14	30
20	那珂第二	5	4	9	17	13	30	0	0	0	22	17	39
21	那珂第三	2	2	4	8	10	18	0	0	0	10	12	22
22	弥生	0	2	2	5	3	8	0	0	0	5	5	10
23	板付北	2	2	4	6	8	14	0	0	0	8	10	18
24	諸岡	0	1	1	2	4	6	0	0	0	2	5	7
25	板付	4	6	10	14	14	28	0	0	0	18	20	38
26	麦野	4	1	5	17	27	44	0	0	0	21	28	49
27	三筑北	1	0	1	4	4	8	0	0	0	5	4	9
28	三筑南	1	1	2	18	10	28	0	0	0	19	11	30
29	那珂南第一	2	1	3	15	18	33	0	0	0	17	19	36
30	那珂南第二	1	2	3	7	10	17	0	0	0	8	12	20
計		42	47	89	522	482	1,004	0	0	0	564	529	1,093

議案第85号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年12月1日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
3,714人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和7年12月1日

(根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

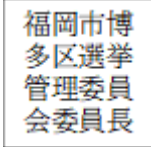
議案第86号

選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市博選告示第29号）を廃止する。

令和7年12月1日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミリメートル		選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登録証明書用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に関する調書					不在者投票に関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人名簿抄本用
在外選挙人の不在者投票に関する調書					在外選挙人の不在者投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関する調書用

（議案の根拠）

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定による。

（公印）

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

- ・福岡市公印規則

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所長に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用すること

ができる。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書(以下「電子印使用文書」という。)及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。